

令和7年度 就学援助制度

経済的な理由で小中学生のお子さんの就学にお困りの家庭へ、学用品費や給食費など、就学に必要な費用の一部を助成する「就学援助制度」を実施しています。支給項目のうち、「新入学児童生徒学用品費等」については、希望により入学前に支給を受けることができます。(新小学1年生、新中学1年生のみ対象)

就学援助の認定を希望する人は、期限内に申請してください。認定は年度ごとに行いますので、引き続き支給を希望する場合も、改めて申請が必要です。

対象家庭

- ・町県民税非課税世帯
- ・生活保護が停止または廃止となった家庭
- ・国民年金保険料の減免世帯
- ・児童扶養手当を受けている家庭
- ・そのほか、経済的に困りの家庭など

※世帯全体の所得審査の結果、対象とならない場合があります。

申請方法

教育委員会または、きょうだいが小中学校に在学の場合はその学校にお問い合わせください。

申請期限

(1)入学前に「新入学児童生徒学用品費等」の支給を希望する人

12月6日(金) * 期限厳守

(2)入学後に「新入学児童生徒学用品費等」の支給を希望する人、または在校生

1月以降～2月12日(水)

問い合わせ先

教育委員会事務局 総務学事室 ☎ 0859-62-0927



米子医療センター 一般公開講座

高尿酸血症が男性のみならず、女性や子供にも増えています。この講座では、尿酸値を上げない献立を含めた生活改善術を紹介します。

◆と き：11月16日(土) 13:00～14:00

◆と ころ：米子医療センター くずもホール

◆そ の 他：入場無料、申込不要 ※駐車場あります。

■演題：男性だけじゃない！女性も子どもも「高尿酸血症・痛風」に注意！
～低プリン体食材を使った一日の献立を紹介します～

■講師：米子医療センター 院長 久留一郎先生
(日本痛風・尿酸核酸学会理事長、NHK Eテレ「きょうの健康」出演)

問い合わせ先

米子医療センター ☎ 0859-37-3930

11月11日～11月17日 税を考える週間

国税に関する質問や相談に対応します。

◆チャットボットふたばにご相談ください。

24時間いつでもご利用いただけます。

AI(人工知能)が自動回答します。▼スマホでのご利用はこちら

<相談可能科目>

- ・所得税・消費税の確定申告
- ・所得税の定額減税
- ・インボイス制度
- ・年末調整(10月上旬から翌年1月まで)



◆電話で解決！国税相談専用ダイヤルへ電話する。
電話相談センター

0570-00-5901 (全国一律料金)

受付時間 平日 8:30～17:00

(土日祝日および12月29日～1月3日を除く。)

※内容により、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。

問い合わせ先

米子税務署 ☎ 0859-32-4121